

都議会のあり方検討委員会設置要綱（案）

（組織の設置）

- 第1 東京都議会に、都議会のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
- 2 検討委員会は、東京都議会会議規則第126条第3項に規定する協議等の場とする。

（目的）

- 第2 検討委員会は、次の事項について調査・検討することを目的とする。
- (1) 議会改革に関する事項
- (2) その他必要な事項

（構成）

- 第3 検討委員会は、都議会議員のうちから、議長が指名する委員17名及び議長をもって組織する。

- 2 前項の委員の選出党派等及び人数は、次のとおりとする。

都民ファーストの会 東京都議団	2名
東京都議会自由民主党	2名
東京都議会立憲民主党・ミライ会議 ・生活者ネットワーク・無所属の会	2名
都議会公明党	2名
日本共産党東京都議会議員団	2名
国民民主党東京都議団	1名
東京都議会参政党	1名
地域政党 自由を守る会	1名
無所属（やちよの会）	1名
無所属（東京・品川からやさしい未来を）	1名
無所属（新時代の八王子）	1名
無所属（グリーンな東京）	1名

(委員長)

第4 検討委員会に、委員長1名を置く。

2 委員長は、検討委員会において互選する。

3 委員長は、検討委員会を招集し、その議事を主宰する。

4 委員長は、必要に応じ、検討委員会の了承を得て、有識者、執行機関等の出席を求めることができる。

(打合会)

第5 検討委員会の運営に関し必要な事項を協議するため、検討委員会に打合会を置く。

2 打合会は、委員長及び検討委員会の委員のうち各会派等から選出された委員各1名で組織する。

(会議の公開)

第6 検討委員会は、これを公開する。ただし、検討委員会に諮り、非公開とすることができるものとする。

2 打合会は、これを公開する。ただし、打合会に諮り、非公開とすることができるものとする。

3 検討委員会及び打合会の傍聴に関し必要な事項は、東京都議会委員会傍聴規則（昭和49年東京都議会規則第2号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則の規定中「委員会」とあるのは、それぞれ「検討委員会」又は「打合会」と読み替えるものとする。

(記録)

第7 検討委員会（打合会を含む。）は、委員会速記録を作成する。

2 検討委員会（打合会を含む。）の委員会速記録は、印刷し、これを公開する。ただし、会議を非公開とするときは、この限りでない。

(報告)

第8 委員長は、検討の経緯及び結果について、適宜、議長に報告する。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、会議に報告する。

(設置期間)

第9 検討委員会の設置は、第8第1項に規定する報告終了までとする。ただし、議員任期満了の日を限度とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な次の事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

(1) 全体の審議日程

(2) 参考人の選定、その他参考人の意見聴取の取扱い

(3) その他

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

